

厚生労働省の「再編・統合」対象病院の公表に抗議し、地域医療の充実を求めます

厚生労働省は9月26日、「再編・統合の再検討の対象」として、全国424の公立・公的病院の名前を公表しました。四国4県では21病院が対象とされています。「がん」等の手術件数や分娩などの「診療実績が少ない」あるいは「(車で20分以内の範囲に)類似かつ近接した医療機関がある」というだけの理由で選ばれ、突然公表されました。

対象とされた病院の中には、今回の厚生労働省の評価の「物差し」である「へき地医療拠点病院」や「基幹型臨床研修病院」ではなくても、へき地医療を支えていたり、臨床研修を受け入れている病院があります。人工透析や眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科等、地域になくてはならない役割を果たしている病院もあります。さらに、難病等の政策医療の評価も全くされておらず、中には数少ない結核医療の拠点病院まで対象となっています。分娩はできなくても産婦人科、小児科の外来だけは行っている病院もあります。また今でさえ「遠くの病院までは行けないから治療をあきらめている」という住民がいるという実態も考慮されていません。

厚生労働省は「必ずしも医療機関の統廃合を決めるものではない」との見解を出しましたが、すでに風評被害は広がっており、「病院がなくなるのか」という患者さんの不安の声が寄せられ、急いで張り紙を張り出したり、医師の間で「ダメな病院」と話題になる等の事態が起こっています。こうした病院にはより医師が集まりにくくなる懸念もあります。該当の病院関係者からは「統合したばかりなのに、また統合なのか」「急性期から回復期へ病床転換をしたのに評価されないのか」「臨床研修制度や専門医制度等で医師不足を引き起こしておきながら『診療実績が少ない』と言われても納得できない」といった声があがっています。

政府は、四国のような人口減少と高齢化、中山間地域で交通事情も悪い地域こそ責任をもって病院を守るべきであるにも関わらず、逆に地域の命と健康を守る病院を奪おうとしています。

保団連四国ブロック協議会は、机上の空論を押し付ける乱暴なやり方に強く抗議するとともに、公表された公立・公的病院への再編・統合の強要を行わない旨を通知・広報することも求めます。また、地域住民の命と健康を守り、地域医療提供体制の確保のため、必要な病床確保、患者の命と健康を守るための診療報酬の大幅引き上げ、医師不足解消、患者窓口負担軽減を政府に求めます。

2019年11月19日

全国保険医団体連合会四国ブロック協議会

徳島県保険医協会 理事長 古川民夫
香川県保険医協会 理事長 太田展生
愛媛県保険医協会 会長 藤田敏博
高知県保険医協会 会長 広田重水